

# 国民年金の保険料免除制度

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業・無職・学生などの人は、国民年金の保険料を納付しなければなりません。保険料が納められないときは、次の制度を利用してください。



平成22年度月額  
**15,100円**

**申請方法**  
■持ち物  
①年金手帳、②認め印(本人が署名する場合は不要)  
③学生証のコピーか在学証明書(学生の場合)  
■申請先  
国保年金課  
電話 055 - 948 - 2905  
蕪山市民サービス課  
電話 055 - 949 - 6800  
大仁市民サービス課  
電話 0558 - 76 - 8000

## 1. 学生納付特例制度

**対象** 大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生  
**所得** 『学生本人』の平成21年中の所得が118万円以下(収入の目安が194万円以下)  
**免除期間** 平成22年4月～平成23年3月  
**毎年4月から受付**

## 2. 若年者納付猶予制度

**対象** 20歳～30歳未満の人  
**所得** 『本人・配偶者』のそれぞれの平成21年中の所得が一定以下の場合  
\*下表1の①を参照  
**免除期間** 平成22年7月～平成23年6月  
**毎年7月から受付**

\*制度適用期間は、老齢基礎年金の金額には含まれませんが、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。

## 3. 免除制度 全額免除・一部納付(一部免除)

**対象** 20歳～60歳未満の人  
**所得** 『本人・配偶者・世帯主』のそれぞれの平成21年中の所得が一定以下の場合(表1を参照)  
**免除期間** 平成22年7月～平成23年6月  
**毎年7月から受付**

表1 【免除の対象となる所得(収入)の目安】

| 世帯構成                   | ①全額免除・若年者納付猶予    | ②4分の3免除          | ③半額免除            | ④4分の1免除          |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 単身世帯                   | 57万円<br>(122万円)  | 93万円<br>(158万円)  | 141万円<br>(227万円) | 189万円<br>(296万円) |
| 2人世帯<br>(夫婦のみ)         | 92万円<br>(157万円)  | 142万円<br>(229万円) | 195万円<br>(304万円) | 247万円<br>(376万円) |
| 4人世帯<br>(夫婦・16歳未満の子2人) | 162万円<br>(257万円) | 230万円<br>(354万円) | 282万円<br>(420万円) | 335万円<br>(486万円) |

表2 【各免除制度を受けた期間の老齢基礎年金の計算】

| 納める保険料額        | 全額納付    | ①全額免除  | ②4分の3免除 | ③半額免除  | ④4分の1免除 |
|----------------|---------|--------|---------|--------|---------|
|                | 15,100円 | 0円     | 3,780円  | 7,550円 | 11,330円 |
| 平成21年3月以前の免除期間 | 全額      | 1/3で計算 | 1/2で計算  | 2/3で計算 | 5/6で計算  |
| 受け取る年金額        | 全額      | 1/2で計算 | 5/8で計算  | 3/4で計算 | 7/8で計算  |
| 平成21年4月以降の免除期間 | 全額      | 1/2で計算 | 5/8で計算  | 3/4で計算 | 7/8で計算  |

**失業した人の免除の特例**  
所得が免除等の承認基準を上回っている人も、退職などの理由により免除等の承認を受けられる場合があります。右記の持ち物と、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などのいずれか(コピー可)を持参してください。  
\*免除申請をしても、所得によっては一部しか免除されない場合があります。その場合、残りの保険料を納付しなければ未納と同じ扱いです。

\*各免除期間は、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間、老齢基礎年金の計算に含まれます。

【問合せ】三島年金事務所 電話 055 - 973 - 1444

## 平成22年度の保険料を決定・通知します

# 後期高齢者医療保険料

**今年度**の後期高齢者医療保険料を8月中旬に決定・通知します。保険料の所得割の率、均等割の金額は右表のとおりです。

平成22年度は、従来の保険料軽減措置(均等割の7割、5割、2割軽減者)に加え、均等割の9割軽減が平成21年度に引き続き軽減されます。また、均等割の7割軽減は平成20年度に引き続き8・5割軽減となります。なお、軽減措置は静岡県後期高齢者医療広域連合により判定をしておりますので、手続きは不要です。

### 支払方法の変更

申請により、年金天引きから口座振替に支払方法を変更することができます。希望者は、市役所で手続きをしてください。

\*支払方法により、確定申告時の社会保険料控除の取り扱いが異なります。社会保険料控除は保険料を支払った人に適用されます。

年金天引き・年金の受給者(被保険者本人)に適用  
口座振替または納付書・保険料を支払った人に適用



**保険料の率・金額**

|      |           |
|------|-----------|
| 年度   | 平成22・23年度 |
| 所得割率 | 7.11%     |
| 均等割額 | 36,400円   |

**保険料の納期限**  
徴収方法は普通徴収(\*)です。

|     |               |
|-----|---------------|
| 第1期 | 8月31日(火)      |
| 第2期 | 9月30日(木)      |
| 第3期 | 11月1日(月)      |
| 第4期 | 11月30日(火)     |
| 第5期 | 平成23年1月4日(火)  |
| 第6期 | 平成23年1月31日(月) |
| 第7期 | 平成23年2月28日(月) |
| 第8期 | 平成23年3月31日(木) |

\*普通徴収は、納付書または口座振替によりお支払いください。

問合せ 国保年金課  
電話 055-948-2905

## 8月分から父子家庭にも支給します

# 児童扶養手当

問合せ 福祉課 電話 0558-76-8008

今まで母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当が、平成22年8月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。すでに父子家庭として支給要件に該当している人は11月30日(火)までに忘れずに手続きをしてください(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)。

### 児童扶養手当とは…

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

### 手当額(月額)は…

子どもの数や所得により決められます。  
■子ども1人の場合 9,850円～41,720円  
■子ども2人以上の加算額  
2人目:5,000円、3人目以降:3,000円  
申請には、世帯状況や所得状況が分かる書類などが必要です。また支給要件によって必要書類が変わってきます。まずはお問い合わせください。

### 児童扶養手当受給資格者のみなさんへ

受給資格者は、年に一度届け出が必要です。この届け出は、引き続き手当が受けられるかを定める大切なものです。対象者には8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに福祉課窓口で手続きをしてください。

受付期間:8月5日(木)～31日(火)

### 手当を受けられる父子家庭の父とは…

- 次の①～⑤のいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども(障害児の場合は20歳未満))を監護し、かつその子どもと生計を同じくする父です。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
  - ②母が死亡した子ども
  - ③母が一定程度の重度の障害の状態にある子ども
  - ④母の生死が明らかでない子ども
  - ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど)

\*公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もあります。所得制限額は扶養親族の数等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。